

■ 健全化判断比率等の公表について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方自治体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び再生等を図るための計画を策定することとし、その計画の実施促進を図るための行財政の改革を行うことにより、地方自治体の財政の健全化に資することを目的としています。

従来までの「地方財政再建特別措置法」が財政再建の対象を一般会計だけとしていたことや財政情報の開示が不十分であったことなどから、この法律により「早期健全化」や「財政再生」の対象を公営企業や一部事務組合、地方公社、第 3 セクター等まで拡大し、監査委員の意見を付して議会に報告し、かつ、住民に公表することになったものです。

早期健全化及び再生等の計画策定の義務を含めた全体の法律の施行は、平成 21 年 4 月からですが、財政の健全性に関する比率の公表については、平成 20 年 4 月から施行されています。

公表するのは、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と⑤資金不足比率の 5 指標です。

健全化判断比率のうち 1 つでも早期健全化基準以上（イエローカード）である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上（レッドカード）である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

■ 健全化判断比率及び資金不足比率

平成 19 年度決算に基づく本町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりいずれも早期健全化基準を下回りました。

しかし、今後、地方交付税の減少も予想されるなど財政状況が厳しいことになり変わりなく、引き続き行財政改革を進め、より健全な財政運営に努めてまいります。

□ 健全化判断比率

指 標	芽 室 町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.16%	20.0%
②連結実質赤字比率	—	19.16%	40.0%
③実質公債費比率	17.0%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	94.2%	350.0%	

※ 実質赤字及び連結実質赤字とならなかったため「—（該当なし）」で表示しています。また、

①及び②の早期健全化基準は平成 19 年度の標準財政規模によって算定された適用比率です。

□ 資金不足比率

会計の名称	芽室町	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0%
公立芽室病院事業会計	—	20.0%
簡易水道特別会計	—	20.0%
集落排水特別会計	—	20.0%
公共下水道特別会計	—	20.0%
地域開発事業特別会計	—	20.0%

※ 資金不足とならなかった会計は「—（該当なし）」で表示しています。

■ 用語解説

□ 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。14.16%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体になります。

□ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。19.16%以上で財政健全化団体に、40%以上で財政再生団体になります。

□ 実質公債費比率

一般会計が負担する実質的な公債費等（借金返済）の標準財政規模に対する比率で、公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分や一部事務組合への負担金なども要素に加えられています。

この比率が18%を超えると地方債を発行する際に国の同意ではなく、許可が必要になります。また、25%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

□ 将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。350%以上で財政健全化団体となります。

□ 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営健全化計画を策定しなければなりません。

□ 標準財政規模

自治体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示す指標で、普通交付税と地方税などが主なものです。自治体の財政状況を一定の基準で分析する場合などに利用されます。